

宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市長が、住宅におけるエネルギー自立化を促進し、地球温暖化防止を図ることを目的として、本市の区域内に住宅用太陽光発電・蓄電設備を同時に設置する者に対し、予算の範囲内において宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金(以下、補助金という)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 対象設備 補助の対象となる住宅用太陽光発電及び蓄電設備をいう。
- (2) 事業の開始 対象設備の設置のための現場作業の着手又は既に建てられた対象設備付き住居(住居の範囲については、市長が別に定める。)の購入契約締結のことをいう。
- (3) 事業の終了 次に掲げる要件を全て満たしたときとする。
 - ア 対象設備の設置工事完了又は対象設備付き住居の引き渡し完了したとき。
 - イ 対象設備及び対象設備付き住居についての、補助金の交付確定のために必要な届出、検査、設置基準等の適合確認のための手続きが完了したとき。
 - ウ 対象設備の使用を開始したとき。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 対象設備を、令和4年4月1日から令和5年3月17日までに同一の住居に新たに設置(新築時に併設する場合を含む。)する場合(以下「第1号事業」という。)
- (2) 対象設備付住居を新たに購入する場合(以下「第2号事業」という。)
- (3) 対象設備のうちいずれか一方がすでに設置された住居を購入する際、令和4年4月1日から令和5年3月17日までに他方を新たに設置する場合(以下「第3号事業」という。)

(補助対象設備)

第4条 対象設備は、それぞれ次の各号に定める要件を全て満たした、一般に住宅用として販売されているものに限る。

- (1) 太陽光発電設備については、別表1に掲げる要件を全て満たすこと。
- (2) 蓄電設備については、別表2に掲げる要件を全て満たすこと。
- (3) 展示、販売、貸与、譲渡、質入れを目的に設置したものでないこと。
- (4) 割賦販売契約を結んだ場合は、債務履行後に対象設備の所有権が申請者に帰属すること。
- (5) 対象設備又は対象設備付住居(住居に付随する構造物を含む。)が、申請者以外の者が所有する土地に越境又は占有をしていないこと。ただし、土地の所有者の承認を得ている場合はこの限りでない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に自らが所有し、かつ、居住する、戸建専用住宅（主に居住を目的とした独立した住宅（併設された店舗等の床面積が総床面積の2分の1未満のものを含む。）に対象設備を同時に設置した個人又は市内に対象設備を設置した戸建専用住宅を、自ら居住する目的で取得した個人
- (2) 過去に同補助事業を受けた者でないこと。
- (3) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表3に定めるとおりとする。ただし、補助金額に1千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付申請書兼同意書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類及びその他市長が必要があると認める書類を添えて、事業の開始前に市長に提出しなければならない。

(1) 第1号事業

- ア 対象設備又は対象設備付住居の工事請負契約見積もり書等の写し（工事の開始・終了予定日及び補助対象経費の内訳がわかるもの。）
- イ 対象設備の型式、規格、発電出力量、蓄電池容量及び、保証内容のわかる仕様書類
- ウ 申請者と土地の所有者が異なる場合又は土地もしくは住居が共有名義の場合は、承諾書
- エ 事業計画書

(2) 第2号事業

- ア 対象設備付住居の売買契約見積もり書等の写し（引き渡し予定日、契約内容及び補助対象経費の内訳がわかるもの）
- イ 対象設備の型式、規格、発電出力量、蓄電池容量及び、保証内容のわかる仕様書類
- ウ 申請者と土地の所有者が異なる場合又は土地もしくは住居が共有名義の場合は、承諾書
- エ 事業計画書

(3) 第3号事業

- ア 対象設備のうち一方の工事請負契約見積もり書等の写し（工事の開始・終了予定日及び補助対象経費の内訳がわかるもの）
- イ 対象設備のうち一方の設置された住居の売買契約見積もり書等の写し（売買日又は引き渡し予定日、契約内容及び補助対象経費の内訳がわかるもの）

- ウ 対象設備の型式、規格、発電出力量、蓄電池容量及び、保証内容のわかる仕様書類
- エ 申請者と土地の所有者が異なる場合又は土地もしくは住居が共有名義の場合は、承諾書
- オ 事業計画書

2 申請の受付期間は、令和4年4月1日から令和4年12月28日までとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、遅滞なく補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付を決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、通知するものとする。

3 市長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、補助金の不交付を決定するものとする。ただし、特別に交付の必要を認めた場合はこの限りでない。

- (1) 対象設備又は対象設備付き住居（住居に付随する構造物を含む。）について、法令上の規定又は市長の定める基準に適合していない場合。
- (2) 申請者に、市税その他の市長の定める債務について不履行がある場合。
- (3) 補助金の交付予算に不足が生じたとき。
- (4) 申請受理後30日が経過しても、決定に必要な要件が満たされないとき。
- (5) 既に補助金の交付を受けたことのある同一の設備又は住居にて、別に申請があったとき。
- (6) その他この要項に定める事項に適合しないとき。

4 申請者は、交付の決定を受けるまでは、当該事業を開始してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第9条 補助対象者が、事業計画の変更をしようとする場合は、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出してその承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、内容を検討の上、速やかに承認の可否を決定し、事業計画変更可否通知書（別記様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

(事業終了報告)

第10条 補助対象者は、事業終了日から30日以内又は令和5年3月17日のいずれか早く到来する日までに、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業終了報告書（別記様式第6号）に掲げる事項について全て履行した上で、次の各号に掲げる書類を添えて、同報告書を市長に提出しなければならない。（ただし既に提出しているものを除く。）

- (1) 納品書、売買契約書、工事請負契約書等の写しで、対象設備の設置日又は対象設備付き住宅の購入日及び設置（購入）が完了していることがわかるもの

- (2) 登記事項証明書、固定資産税納税通知書その他の対象設備付き住居及び土地の所有者を証明する書類
- (3) 蓄電設備が太陽光発電設備と接続していることがわかる書類及び対象設備の設置状態を示す写真
- (4) 電力受給契約をしている場合は、その内容がわかる書類
- (5) 領収書又は、割賦販売契約書若しくはその支払い証明書で、債務履行後の所有権の帰属がわかるもの
- (6) 補助対象経費の内訳がわかる明細書
- (7) 申請者の住民票の写し（3か月以内のもの）
- (8) 申請者の市税に滞納がない証明（転入の場合は転入前の市町村のもの）
- (9) その他、市長が補助金の交付確定に必要とする書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の事業終了報告書を受領したときは、当該報告にかかる書類審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金の交付要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第7号）により、補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による交付確定通知を受けた補助対象者は、確定の日から30日以内又は申請年度の3月17日のいずれか早く到来する日までに、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定又は交付確定の取消）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定又は交付確定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 市長の承認を受けずに、事業計画を変更し、又は、設置から10年を経ずにこの要項の趣旨に反して、対象設備を使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、若しくは稼働させなかったとき。
- (3) 申請者から申請取り下げの意思表示があったとき。
- (4) その他この要項の規定に反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定又は交付確定の取り消しをしたときは、補助金取消通知書（別記様式第9号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付確定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(調査及び指導)

第16条 市長は、補助金の交付に関する事務を適正に執行するため、補助金の交付に係る対象設備の設置及び管理の状況、対象設備が設置された住居の状況について調査し、指導することができる。

(管理)

第17条 補助金の交付を受けた者は、対象設備をその耐用年数の期間中、善良な管理者の注意をもって維持管理し、その居住する専用住宅における電力の消費の用に充てるように努めなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けた者は、設置から10年を経ずに、設置した対象設備を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、処分し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

第1条 この要項は、平成28年11月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

第2条 この要項は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

第3条 この要項は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

第4条 この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

第5条 この要項は、令和元年7月1日から施行する。

第6条 この要項は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

第7条 この要項は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

第8条 この要項は、令和4年2月1日から施行する。

第9条 この要項は、令和4年4月1日から施行する。令和4年度分の補助金から適用する。

別表1（第4条第1項関係）

住宅用の太陽光発電設備	対象となる要件
1 太陽光発電設備の最大出力（日本産業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。ただし、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値。	2kW以上、10kW未満のものであること。
2 右に掲げる性能の保証、設置後のサポートのいずれもが、メーカー等によって確保されているもの。	ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽光発電設備メーカーによって出荷後10年以上保証されており、かつ、保証開始日が申請日の前後一年以内であること。 イ メーカー等による設置後のメンテナンス体制が用意されていること。

別表2（第4条第2項関係）

住宅用の蓄電設備	対象となる要件
1 設備の状態	同時に設置された太陽光発電設備と接続され、その発電した電気を充放電する設備であり、蓄電池部、インバータ、コンバータ及びパワーコンディショナ等の電力変換装置が一体的に構成されていること。
2 次に掲げる性能の保証、設置後のサポートのいずれもが、メーカー等によって確保されているもの。	ア 蓄電池部について、メーカーによって使用期間、蓄電池容量又はサイクル回数に応じた保証がなされており、かつ、保証開始日が申請日の前後一年以内であること。 イ メーカー等による設置後のメンテナンス体制が用意されていること。 ウ 日本産業規格に掲げる密閉型小型二次電池の安全性、その他関係法令が定める安全基準を満たしていること。
3 蓄電容量	1kWh以上のものであること。

別表3（第6条関係）

補助対象経費	補助額
<p>太陽光発電・蓄電設備の設置に要する経費（本体価格及び設置工事費）。（設置のために必要となる安全対策、防水又は設置箇所の補強等の費用を含み、対象設備の移送及び対象設備以外のものの設置、建築、整備又は補修等に要する費用を除く。）</p>	<p>以下の額で、それぞれ補助対象経費の2分の1を超えるときは、2分の1以内の額。</p> <p>(1) 住宅用の太陽光発電設備について、太陽電池モジュールの公称最大出力値に1kW当たり10千円を乗じて得た額（40千円を超えるときは40千円）。</p> <p>(2) 住宅用の蓄電設備について、蓄電容量に1kWh当たり20千円を乗じて得た額（120千円を超えるときは120千円）。</p>

対象設備を設置する住居の範囲について（第2条第2号関係）

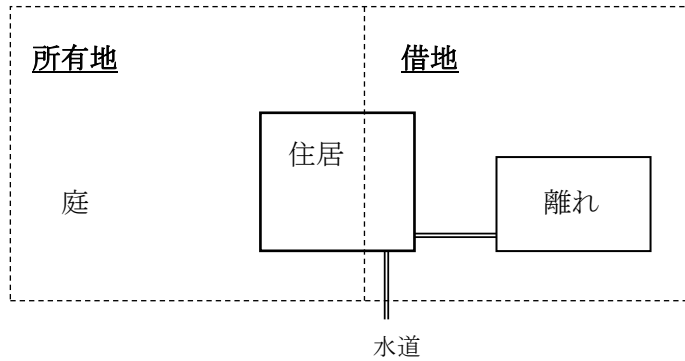
1 対象設備を所有する者が所有する土地又は地権者の承認を得て占有している土地に建てられた独立した専用住宅及び、それに付随する構造物及びその敷地内は、全て住居に含める。ただし、対象設備を所有する者がその専用住宅を所有していない又はそこに居住していない場合は、補助金の交付対象としない。

2 対象設備を設置した面積の内、50%を超える部分が1の範囲内に収まっていない場合は、その住居に設置されているとはみなさない。

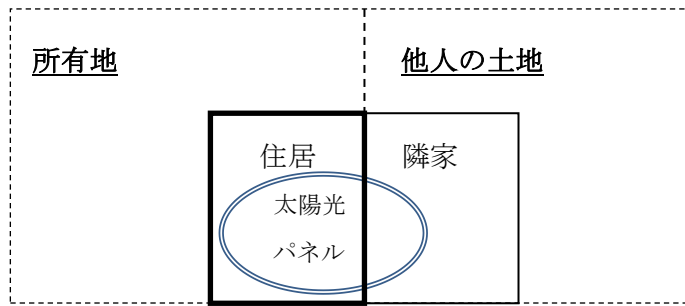
3 1に掲げる範囲内であっても、対象設備を所有する者が居住する専用住宅とは別に独立して建てられた建築物(用途の別を問わない)に設置された対象設備は、補助金の交付対象となる設備には含めない。

対象設備を設置する住居の範囲について（第2条第2号関係） 図示

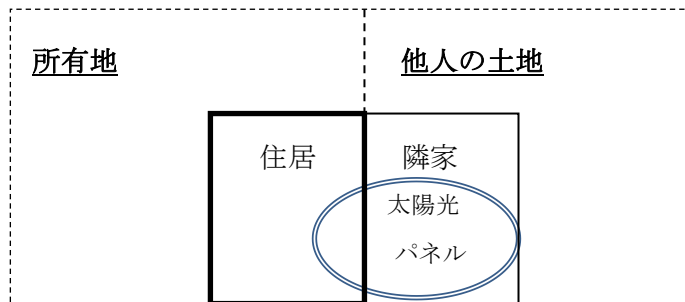
1 範囲内のどこに設置しても住居に設置しているとみなす。



2 下記の場合、隣家の承諾があれば、住居に設置しているとみなす。



2 下記の場合、隣家の承諾があっても、住居に設置しているとはみなさない。



3 下記の場合、住居に設置しているとはみなさない。

